

第24回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和3年5月27日(木)
- 2 開催時間 午前10時30分開会 午前11時00分閉会
- 3 開催場所 大正トレーニングセンター 大集会室
- 4 出席委員 20名
 - 1番 兒玉 康英 2番 吉田 宏一 3番 小倉 豊
 - 4番 堀口 宏敏 7番 廣瀬 智美 8番 中村 博志
 - 9番 尾関 健一 11番 丸谷 友姫 12番 合歓垣利隆
 - 13番 岩城 利寛 14番 森 和裕 16番 梶川 毅
 - 17番 山崎 博之 18番 深田 敬吾 21番 吉田 利彦
 - 22番 廣瀬 文彦 23番 石川 俊浩 24番 室崎 公一
 - 25番 中村 正信 26番 中谷 敏明
- 5 欠席委員
 - 5番 荒川 満雄、 6番 松金 栄治、 10番 野原 幸治、
 - 15番 飯田 祐一、 19番 濱野 敏夫、 20番 石崎 一彦
- 6 議事録署名委員
 - 1番 兒玉 康英 2番 吉田 宏一
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に係る専決処分について
 - (4) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (5) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (6) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (7) 議案第4号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (8) 議案第5号 農用地利用集積計画の案の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
 - 事務局長 山名 克之 農地課長 境 憲行
 - 農地係長 佐々木 正人 農地係主任 水野 晴基
 - 農地係主任補 堀田 泰蔵 農地係主任補 本間 大慎

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
中谷 会長 議長	ただいまより、第24回帯広市農業委員会を開会いたします。 (会長より、近況を含め挨拶) それでは議事に入ります。
(委 員)	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。 会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
議長	(なし) ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
事務局 議長	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。 報告いたします。
	本日の出席委員は20名です。議席番号5番 荒川委員、6番 松金委員、10番 野原委員、15番 飯田委員、19番 濱野委員、20番 石崎委員につきましては欠席の申出を受けております。 委員の出席数が定足数に達しておりますことから、規則により総会が成立していることをご報告いたします。
事務局(境課長)	本日の議事は、開催次第3.次第にあるとおり、報告が3件、議案が5件、その他が1件でございます。 (配布資料の確認) 次に境課長より、本日の総会対応についてご説明いたします。
議長	(本日の総会進行に関し、報告・議案説明の簡略化について説明) 以上です。 次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。 本日の議事録署名委員には、1番 兒玉委員、2番 吉田宏一委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。
森調査委員長	それでは報告案件に入ります。報告第1号、第3号は事前に資料を送付し、ご確認いただいておりますので、報告第2号のみ説明をいただきます。 報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」、 まず、4月分の調査結果について、森調査委員長より報告をお願いします。
議長	23日の調査ですが、報告第2号 1 現況証明の附番2から4の3件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。 以上で、4月分の報告を終わります。 ありがとうございました。 次に、5月分の調査結果について、堀口調査委員長よりお願いいたします。

堀口調査委員長	11日の調査ですが、報告第2号 1 現況証明の附番5の1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
議 長	以上で、5月分の報告を終わります。
(委 員)	ありがとうございました。
議 長	以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。
議 長	以上で、報告案件はすべて終了いたしました。
議 長	これより議案の審議に入ります。
事務局(佐々木係長)	議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。
議 長	議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(佐々木係長)	農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。
議 長	(議案第1号、附番2の1件の合意解約について朗読・説明)
議 長	以上附番2の1件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。
議 長	それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
議 長	次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(佐々木係長)	農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。
議 長	(議案第2号、附番4の賃貸借1件、附番5の売買による所有権移転1件について調査書に基づき朗読・説明)
議 長	以上附番4から5までの2件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議 長	それでは議案第2号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが、附番4については合歓垣委員が関係しており、帯広市農業委員会委員議事参与に関する申し合わせに基づき、議事参与の辞退の申し出がありましたので、ここで一時退席していただきます。
	【合歓垣委員退席】

議 長	<p>それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番4について、梶川委員よりお願いいたします。</p>
梶 川 委 員	<p>附番4について、意見を申し上げます。借り主は、地域で営農を行っている認定農業者であり、これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても 問題はないと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは附番4について審議を行います。</p> <p>ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>【合歓垣委員着席】</p>
議 長	<p>引き続き、附番5について審議を行います。</p> <p>地区担当委員の意見を伺います。室崎委員よりお願いいたします。</p>
室 崎 委 員	<p>附番5について、意見を申し上げます。受け人である法人は、地域で営農を行っている農地所有適格法人であり、申請農地の周辺で営農を行っております。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(堀田主任補)	<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。</p> <p>(議案第3号、「1. 農用地利用計画」附番4の農業用施設用地から農地への用途変更1件附番5の一般送配電事業の用に供する電気工作物(鉄塔)の建設1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p>
議 長	<p>それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>「1. 農用地利用計画」附番4について堀口委員、お願いいたします。</p>

堀口委員	それでは意見を申し上げます。附番4です。申請地は、以前は建物や雑木がありましたが、それぞれ撤去され、現在は農地として利用されております。今後とも農地として有効活用するために、農用地利用計画を変更し、農地とするものです。
議長	ありがとうございました。「1. 農用地利用計画」附番5について吉田利彦委員、お願いいたします。
吉田利彦委員	それでは意見を申し上げます。附番5です。申出のあった施設については、地域農業にとって重要な農産物加工施設に附帯して必要となる施設であり、鉄塔の建設位置も営農に支障のある位置ではないことから、農用地区域からの除外は止むを得ないものと考えます。
議長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更について異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。
	次に、議案第4号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。
	議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(堀田主任補)	農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第4号、附番4の砂利採取のための一時転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)
	なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。
議長	それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺います。
	附番4について、尾関委員よりお願いいたします。
尾関委員	それでは意見を申し上げます。附番4です。申請地は起伏があり農耕に支障をきたしていることから、砂利を採取し、採取跡地に土を搬入し埋め戻し整地することにより農耕適地にするものです。砂利採取後は平坦な農地に復元して引き渡すものであることから、農地としての利用目的を達成する上で必要な措置であり、この農地を砂利採取のために一時転用することは止むを得ないものと考えます。
議長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答により、会長専決により許可書を交付することについてご異議ございませんか。

(委 員)	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答により会長の専決により許可を行うことといたします。</p>
事務局(佐々木係長)	<p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。</p>
事務局(本間主任補)	<p>(議案第5号、一般分 附番12から28の賃貸借権の設定17件について、調査書に基づき朗読・説明。)</p> <p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>
議 長	<p>(同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う所有権移転(売渡)1件、賃借権の設定附番3から5の貸付3件について、調査書に基づき朗読・説明。)</p>
議 長	<p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>それでは審議に入ります。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、議案の審議は全て終了いたしました。</p>
事務局(佐々木係長)	<p>続いて「その他」に入ります。</p> <p>「農業委員会活動令和2年度点検評価及び令和3年度活動計画」について、事務局より説明願います。</p>
議 長	<p>(「農業委員会活動令和2年度点検評価及び令和3年度活動計画」についての説明)</p> <p>ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)
議 長	<p>ご質問等が無いようですので、これで終わります。</p>
(委 員)	<p>予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。</p> <p>(なし)</p>

議	長	特に無いようですので、以上で「その他」を終了いたします。
		次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。
事務局(水野主任)		(事務局から連絡事項の説明)
議	長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。